

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの翌
日の翌日)

目 次

◇ 告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

保安林の指定の解除

土地改良事業計画の認可

公共測量を実施する旨の通知

告 示

鳥取県告示第七百四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | |
|--------------|-----------------|-------------|
| 辞 退 年 月 日 | 指定医療機関 の 名 称 | 所 在 地 |
| 昭和四十三年十月二十一日 | 田 中 医 院 | 鳥取市湖山町六四四番地 |

鳥取県告示第七百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指 定 年 月 日 | 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 |
|--------------|---------|-------------|-------|
| 昭和四十三年十月二十二日 | 田 中 医 院 | 鳥取市湖山町五八二番地 | 田中敏夫 |

鳥取県告示第七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字赤松字門野五六七の二、五六七の三、五六七の七、五六七の一〇四、字机二六一、字峰ノ手一六六三から一六七三まで、一六七四の一、一六七四の二、一六七五、字中曾根一六七六から一六九八まで、字池ノ奥一六九九、一七〇〇の二、一七〇〇の五七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百四十三号

昭和四十三年七月九日付で新開土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

新開土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

電信電話地図作成

二 作業期間

昭和四十三年十一月二十三日から
昭和四十三年十二月十四日まで

三 作業地域

鳥取市

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】